

白石平坦水田地帯における農業構造の変化と農地流動化の課題

高尾雅晴・黒川幸彦 (佐賀県農業試験研究センター)

Masaharu TAKAO and Yukihiko KUROKAWA: Change of Agricultural Structure in the Shiroishi Plain Area and Problems of Farmland Lease

1. はじめに

本報告は、全国の中でも農地流動化率がトップ水準であるJA白石地区錦江支所管内の全農家に対する「農業経営の現状と将来の意向に関するアンケート」(1993年11月実施、回収戸数312戸、回収率65%)および2集落の農家悉皆聞き取り調査(1994年2月実施、105戸)をもとに、農業構造の特徴と今後の変化の可能性並びに農地流動化の実態と問題点を明らかにし、今後の構造変化の中で産業として自立し得る土地利用型農業の担い手を育成・確保するために必要な農地流動化対策を検討する。

2. 錦江支所管内の農業構造の特徴

営農類型が明確な207戸では、経営主夫婦が共に農業専従の農家が過半数を占め、また、米麦に露地野菜(主に玉葱)または集約作目(主に施設園芸)を組み合わせた農家が約6割を占めている。特に60歳未満の経営主夫婦が共に農業専従の農家の主力は、経営規模が2ha以上層で、施設園芸を導入している農家が多い。また、これらの農家は規模拡大にも積極的であり、10ha以上の通年借入や農作業受託を行っている農家も一部に存在する。

他方、所有面積が2ha未満層、特に1ha未満層の小土地所有者を中心に貸付非農家(40戸)が存在している。また、経営規模が1ha未満層の農家は経営主夫婦の高齢化や兼業化によって農業経営が単純化・後退化してきており、その傾向は1~2ha層の農家にも波及している。

3. 農業経営の方向に対する農家の意向

今後5年以内の経営主の意向では、1ha未満層の農家を中心に農地貸付志向農家が存在し、通年貸借市場は今後もある程度展開すると思われる。しかし、貸し手市場のため通年借入によって大規模経営体がスムーズに形成されるとはいえない。その中で、上層農家は規模拡大志向農家と集約部門へ特化する農家に分化しつつある。

家の後継ぎの兼業化は4~5ha層にまで浸透しているが、大半の後継ぎが両親の高齢化に伴って経営を継承する意向である。しかし、約6割の後継ぎが「一部作業を委託した米麦経営」を考えており、その傾向は3~4ha層の後継ぎにも波及している。従って、世代交替が進むにつれて農作業委託農家の構造は、経営規模が1ha未満層の農家中心から3~4ha層の農家を包含するものへと拡大し、大幅な農作業委託が発生する可能性がある。

土地利用型農業の方向では、全階層で多くの農家が農作業受託を行う大規模経営体または組織体が必要と考えており、また、農業委員会および農協の農作業受託を含む農地流動化の斡旋・調整機能の強化を期待している。

4. 農地流動化の実態と問題点

現段階での農地流動化は、ほとんどが個人的な関係で行われており、斡旋・調整の事例は数件しかない。この状況では、小規模農家間の賃貸借または農作業受委託が発生し、規模拡大志向農家の農地集積は容易でなく、集積できても農地の分散が著しい。貸し手または委託農家は安心して貸付または委託できることを、また、規模拡大志向農家は自己の集落を中心に団地的な農地集積ができることを願っている。

賃貸借の契約内容では小作料水準の調整が求められている。借入農家は高額小作料や不作時の小作料支払いが、他方、貸付農家は基盤整備事業の償還が大きな負担となっている。特に高額小作料の存続要因として契約書の小作料の設定があげられる。その方法には実額、現物、標準小作料の3タイプがあり、前者ほど頻度が多い。契約期間が長期化する中で実額または現物設定した場合、標準小作料を引き下げて効力を発揮し得ない状況である。

廻里集落内農家の農作業委託理由は、米麦作の機械未装備の補完、労働力不足の補完、施設園芸との労働競回避であり、複数作業を同一農家に委託する農家が多い。特にトラクタ未装備農家の多くは、稲作の耕起・代かき作業を冬期の期間貸付の借地料という形態で補っており、また、それ以外に補完が必要な作業は期間貸付農家に委託する傾向が強い。他方、農作業受託または期間借入農家の多くは現在の関係が通年借入へ発展することを望んでいる。このように農作業受委託および期間貸借、通年貸借市場は密接な関連をもちながら展開している。

5. 総合的な農地流動化対策の必要性

通年貸借への過渡的段階である農作業受委託を基軸とした構造変化が予測される中で、土地利用型大規模経営体または組織体を育成・確保するには、担い手の明確化および農地借入だけでなく農作業受託を組み込んだ経営戦略の確立、担い手への農地の団地的集積が必要である。

そのためには、隣接する数集落を単位に農家や関係機関が連携を取りながら農地の私的所有の保障を前提に有効的・合理的な利用方法を検討すること、また、農業委員会と農協が連携し、受委託を中心とした総合的な農地流動化の斡旋・調整を行うと同時に、それに関わる立場の異なる農家群を各々に組織化しながら問題点を整理し、両者の代表者並びに第三者を交えて重要事項を検討・決定することが必要である。その中で、担い手の条件やエリアの設定; 斡旋・調整の方向に関する合意を形成し、また、契約内容を体系化することが必要である。